

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年12月15日
【会社名】	アジア航測株式会社
【英訳名】	Asia Air Survey Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 畠山 仁
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル
【電話番号】	03(3348)2281(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営本部長 中島 達也
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トウェンティワン
【電話番号】	044(969)7230(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営本部長 中島 達也
【縦覧に供する場所】	アジア航測株式会社 神奈川支店 (神奈川県川崎市麻生区万福寺一丁目2番2号 新百合トウェンティワン) アジア航測株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー) アジア航測株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市北区大曽根三丁目15番58号 大曽根フロントビル) アジア航測株式会社 埼玉支店 (埼玉県さいたま市南区南本町一丁目17番1号 MMCビル) アジア航測株式会社 千葉支店 (千葉県千葉市中央区新宿二丁目6番8号 クリーンホーム千葉) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年12月14日開催の当社第75回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年12月14日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

- 1) 配当財産の種類
金銭
- 2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき28円
(配当総額は507,951,024円)
- 3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月15日

その他の剰余金の処分に関する事項

- 1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 500,000,000円
- 2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改定規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、定款の変更を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、小川紀一朗、畠山仁、吉川智彦、中島達也、大場明、政木英一、臼杵伸浩、久保田修司及び太田直之の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、小尾太志氏を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役12名に対し、役員賞与6千9百93万円を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	154,733	261	0	(注)1	可決 99.18
第2号議案	154,807	187	0	(注)2	可決 99.23
第3号議案					
小川 紀一郎	154,395	599	0	(注)3	可決 98.97
畠山 仁	154,521	473	0		可決 99.05
吉川 智彦	154,442	552	0		可決 99.00
中島 達也	154,528	466	0		可決 99.05
大場 明	154,505	489	0		可決 99.04
政木 英一	154,494	500	0		可決 99.03
臼杵 伸浩	154,520	474	0		可決 99.05
久保田 修司	154,430	564	0		可決 98.99
太田 直之	154,441	553	0		可決 99.00
第4号議案					
小尾 太志	154,493	501	0	(注)3	可決 99.03
第5号議案	154,237	757	0	(注)1	可決 98.86

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則り決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上